

後期高齢者医療制度 限度額適用認定証について

【自己負担限度額(月額)】

【現役並み所得者】

区分	所得要件	自己負担限度額		多数該当の自己負担限度額	入院時食事代の標準負担額(1食あたり)	認定証の種類
		外来	入院			
現役並み所得者Ⅲ	住民税課税所得 690万円以上	252,600円	(医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	510円	認定証は必要なし
現役並み所得者Ⅱ	住民税課税所得 380万円以上	167,400円	(医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	510円	限度額適用認定証
現役並み所得者Ⅰ	住民税課税所得 145万円以上	80,100円	(医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	510円	限度額適用認定証

後期高齢者医療制度 限度額適用認定証について

【自己負担限度額(月額)】

【現役並み所得者以外】

区分	所得要件	自己負担限度額		多数該当の 自己負担限度額	入院時食事代の標準負担額(1食あたり)	認定証の種類	
		外来	入院				
一般 II	住民税課税所得 28 万円以上かつ以下に該当 ①同じ世帯に被保険者が1人の場合 → 「年金収入+その他の合計所得」が 200 万円以上 ②同じ世帯に被保険者が 2 人以上の場合 → 「年金収入+その他の合計所得」が 320 万円以上	以下のうちいずれか低い額 ①6,000 円+(外来医療費 - 30,000 円)×0.1 ②18,000 円	57,600 円	44,400 円	510 円	認定証は必要なし	
一般 I	現役並所得者、一般 II、低所得者以外	18,000 円	57,600 円	44,400 円	510 円	認定証は必要なし	
低所得者 II	世帯の全員が住民税非課税の方(低所得者 I 以外の方)	8,000 円	24,600 円	-	90 日以内の入院	240 円	限度額適用・標準負担額減額認定証
					90 日を超える入院	190 円	
低所得者 I	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方	8,000 円	15,000 円	-	110 円	限度額適用・標準負担額減額認定証	